

平成27年度に実施した個別指導において
保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な
指摘事項

関東信越厚生局

目 次

I 診療に係る事項

1 診療録等	1
2 基本診療料	1
3 特掲診療料	
(1) 医学管理等	2
(2) 在宅医療	3
(3) 検査	3
(4) 画像診断	3
(5) 投薬	4
(6) 歯周治療	4
(7) リハビリテーション	4
(8) 処置	4
(9) 手術	5
(10) 麻酔	5
(11) 歯冠修復及び欠損補綴	5
II 事務的取扱いに係る事項等	6

I 診療に係る事項

1. 診療録等

(1) 診療録

- 診療録は患者の病状経過等を記録しておく重要なものであり、診療報酬請求の根拠となることを十分に認識し、保険診療に関する必要事項（病状、経過など）を、遅滞なく正確に記載するとともに内容の充実に努めること。
- 保険医は「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等の諸規則を十分に理解し、適正な保険診療に努めること。

(2) 診療録の記載内容

- 診療録の第1面の記載事項（主訴、傷病名、歯式、口腔内所見、開始、終了、転帰等）を的確に記載すること。
- 診療録の第2面の記載事項（症状、所見、検査結果、治療方針、処置内容、指導内容等）を的確に記載すること。
- 診療録へは、診療行為の手順に沿って正確に記載すること。
- 診療録の不適切な記載（鉛筆による記載、行間を空けた記載、欄外への記載、療法・処置記載欄への一行複数段の記載、判読困難な記載、独自の略称の使用、塗りつぶし・修正液・上書きによる訂正）を行わないこと。
- 同一患者を複数の歯科医師が担当する場合には、責任の所在を明確にするために診療の都度、診療録に署名又は記名押印を行うこと。
- OA機器にて診療録を記載する場合には、診療の都度診療内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。
- 診療録の記載を診療の都度行っていない例が認められたので改めること。
- 保険診療から保険外診療（自費）へ移行した旨の記載がない例が認められたので改めること。

2. 基本診療料

初・再診料

- 再診相当であるにもかかわらず、初診料を算定している例が認められたので改めること。

3. 特掲診療料

(1) 医学管理等

- 医学管理について、保険請求の根拠となるべき具体的記述や、必要事項（管理内容等）の記載が不十分な例が認められたので改めること。

また、患者への文書提供及び写しの添付が算定要件となっている場合においては、患者へ文書提供を行うとともに診療録へその写しを添付すること。

① 歯科疾患管理料

- 歯科疾患管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。

- ・管理計画書の作成、文書提供を行っていない。
- ・管理計画書に記載すべき事項を記載していない。
- ・2回目以降の歯科疾患管理料について、管理計画書を提供しない場合に、診療録に治療計画等の要点の記載がない、又は記載内容が乏しい。
- ・患者に提供する文書が所定の様式に準じていない。
- ・患者又はその家族が記入すべき歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況及び患者の基本状況を患者又はその家族が記入していない。
- ・管理計画書の写しを診療録に添付していない。

② 歯科衛生実地指導料

- 歯科衛生実地指導料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容等の要点の診療録への記載がない、又は記載内容が乏しい。
- ・ 患者へ指導情報を提供した文書に記載すべき内容（歯科医師の氏名、指導した歯科衛生士の氏名、プラークの付着状況、指導の開始・終了時間）を記載していない。

③ 新製有床義歯管理料

- 新製有床義歯管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。

- ・患者に提供する文書の内容（欠損の状態、指標内容、保存・清掃方法等の要点）が不十分である。
- ・患者に交付した文書の写しを診療録に添付していない。

(2) 在宅医療

① 歯科訪問診療料

- 歯科訪問診療を行うにあたっては、「歯科訪問診療における基本的な考え方」（平成16年日本歯科医学会）を参考に適切に行うこと。
- 歯科訪問診療を行った場合には、開始時刻、終了時刻を適切に管理し、診療録に記載すること。
- 診療録への当該患者の病状に基づいた訪問診療計画の記載がない例、記載内容が不十分な例が認められたので改めること。

② 訪問歯科衛生指導料

- 歯科衛生士に対する歯科医師の指示の内容の要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

(3) 検査

- 下記の検査を算定するにあたり、診療録に検査結果の記載が不十分な例が認められたので改めること。
 - ・ 電氣的根管長測定検査
 - ・ 細菌簡易培養検査
- 歯周基本検査において、算定要件を満たさない例（歯の動揺度検査、1点以上の歯周ポケット測定の記録がない）が認められたので改めること。
- 歯周精密検査において、算定要件を満たさない例（プロービング時の出血の有無、歯の動揺度検査及びブランクチャートの記録がない）が認められたので改めること。
- 平行測定（5歯以下）の算定において、計測結果を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- 平行測定（6歯以上）の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 模型を作成せずサバイヤー等で測定していない。
 - ・ 模型を保管していない。

(4) 画像診断

- 画像診断を算定する場合には診療録への所見記載を充実させること。また、エックス線写真は適切に保管すること。
- エックス線撮影において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 不鮮明である。
 - ・ 治療に必要な部位を撮影していない。

(5) 投薬

- 投薬にあたっては、その必要性を十分に考慮した上で、投与すること。また、適応、用法、用量等について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（医薬品医療機器等法）の承認事項を遵守すること。
- 投薬の算定において、診療録に服用方法の記載がない例が認められたので改めること。
- 投薬の算定において、患者の服薬状況及び薬剤服用歴の確認を行わずに投与している例が認められたので改めること。

(6) 歯周治療

- 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- 歯周病に係る症状、所見等の診療録記載を充実させ、診断根拠や治療方針を明確にすること。
- 歯周病検査、画像診断等の結果が診断、治療に十分活用されず、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので改めること。

(7) リハビリテーション

- 歯科口腔リハビリテーション料1「有床義歯の場合」の算定において、診療録に調整方法、調整部位、義歯に係る指導内容の記載がない、又は記載が不十分な例が認められたので改めること。

(8) 処置

- 加圧根管充填処置の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・気密な根管充填を行っていない。
 - ・根管充填後に歯科エックス線撮影で気密な根管充填が行われていることを確認していない。
- 歯周基本治療において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯周基本治療と併行して歯冠修復又は欠損補綴を行っている。
 - ・歯周基本治療後に確認の歯周病検査を行わずに補綴治療に着手している。
 - ・検査結果等から判断してスケーリング、スケーリング・ルートブレイニングの必要性が乏しい。
- 歯周基本治療処置の算定において、診療録に使用薬剤名の記載がない例が認められたので改めること。
- 暫間固定において、エナメルボンドシステムによる連続固定を行っているにもかかわらず、装着の費用を算定している例が認められ

たので改めること。

- 床副子の算定において、診療録への所見、病態変化等の記載がない、又は記載内容が不十分な例が認められたので改めること。
- 歯冠修復物又は補綴物の除去において、歯根の長さの3分の1未満のメタルコアに対し、根管ポストを有する鑄造体の除去を算定している例が認められたので改めること。
- 有床義歯床下粘膜調整処置の算定において、所見、実施内容等を診療録に記載していない、又は記載が乏しい例が認められたので改めること。
- 機械的歯面清掃処置の算定において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

(9) 手術

- 手術における術式、所見、症状経過、使用薬剤、予後等の診療録記載の充実を図ること。
- 抜歯手術において、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開削又は歯根分離術等を行っていないにもかかわらず難抜歯を算定している例が認められたので改めること。
- 口腔内消炎手術の算定において、手術内容の要点に関する診療録の記載がない、又は記載内容が乏しい例が認められたので改めること。

(10) 麻酔

- 麻酔薬に関して、麻酔ごとの使用薬剤及び使用量を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

(11) 歯冠修復及び欠損補綴

- 補綴時診断料の算定において、診療録に製作を予定する部位、欠損部の状態欠損補綴物の名称及び設計等についての要点の記載がない、又は記載内容が乏しい例が認められたので改めること。
- クラウン・ブリッジ維持管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・患者へ文書を提供していない。
 - ・提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- 有床義歯修理の算定において、診療録に破折部位、修理方法及び使用材料の記載がない例が認められたので改めること。
- 歯科技工指示書について、使用材料、歯科医師の氏名、診療所の住所、歯科技工所の所在地の記載がない例が認められたので改める

こと。

Ⅱ 事務的取扱いに係る事項等

- 届出事項の変更について、適切に行っていない例が認められたので改めること。届出事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に変更届を提出すること。
 - ・ 診療時間、診療科目、診療日の変更
 - ・ 保険医の異動（常勤及び非常勤）
 - ・ 施設基準の変更・辞退
 - ・ 保険外併用療養費に関する事項
- 厚生労働大臣が定める掲示事項（施設基準の届出事項）について、適切に行うこと。
- 一部負担金の取扱いにおいて、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 一部負担金の計算誤りが認められた。
 - ・ 徴収すべき者から徴収していない。
- 領収証等の発行について、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を交付していない例が認められたので改めること。
- 診療報酬請求書は、提出前に診療録との突合確認を十分行ったうえで提出すること。